

地域再生法の一部を改正する法律(平成28年4月20日施行)の概要

1. 地方創生推進交付金：地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援
2. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）：地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置を創設
3. 「生涯活躍のまち」制度：中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送りつつ、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」の制度化

1. 地方創生推進交付金

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することができる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・交付金の交付

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第1号】

〔※ 複数年度（5か年度以内）にわたる計画も対象とすることにより、地方公共団体が安定的・継続的に事業に取り組めるようにする。〕

計画の作成主体

総合戦略を策定した地方公共団体

計画の対象事業

〔第1号イ関係〕 地方創生事業全般（雇用の創出、移住・定住の促進、結婚・出産・子育て支援、まちづくり等）

- ・総合戦略に位置付けられた事業のうち、KPI（重要業績評価指標）の設定、P D C Aの整備により効率的かつ効果的に実施される事業であって、先導的なもの
- ・ソフト事業を中心とし、それと一体となって行うハード事業も対象

〔第1号ロ関係〕 道、汚水処理施設、港の整備

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、各事業分野ごとに2種類以上の事業を総合的に行うもの
- ・継続事業については、附則に経過規定を置き、配慮

○ 交付金の交付【第13条】

当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

交付対象となる“先導的”な事業について

○ “先導的”な事業（＝地方創生の深化に向けた、以下のような事業をいう）

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携等による先駆的な事業
- ・先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- ・既存事業の隘路を発見し、打開する事業

2. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業について、課税の特例措置を講ずる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・課税の特例

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第2号】

計画の作成主体

- ・総合戦略を策定した都道府県、市区町村
(ただし、不交付団体である都道府県、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体の市区町村を除く。)

計画の対象事業

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業
- ・K P I（重要業績評価指標）の設定、P D C Aの整備により効率的かつ効果的に実施される事業

○ 課税の特例の適用【第13条の2】

当該事業に対して企業が寄附をしたときは、当該企業の法人住民税、法人税、法人事業税について、課税の特例の適用がある。

※ 対象となる寄附の要件（内閣府令等で規定）

- ・寄附額の下限は10万円
- ・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

税制優遇措置の内容(地方税法、租税特別措置法の改正)

○ 税負担軽減のインセンティブを2倍に拡大して、企業の寄附を促進

- ・寄附額の3割に相当する額を税額控除（創設）
→現行の損金算入による軽減効果（約3割）とあわせて、寄附額の約6割を負担軽減

（税額控除の具体的方法）

- ・法人住民税で寄附額の2割を控除（法人住民税所得税割額の20%が上限）
- ・法人住民税の控除額が2割に達しない分を、法人税で控除
(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)
- ・法人事業税で寄附額の1割を控除（法人事業税額の20%が上限）

3. 「生涯活躍のまち」制度

地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民(多世代)と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを進めるため、「生涯活躍のまち」の制度化を図る。

「生涯活躍のまち」の基本コンセプト

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定
- ・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心
- ・移住希望者に対し、きめ細かな支援(事前相談、お試し居住など)を展開

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域住民(多世代)との協働

- ・地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保

5. 地域包括ケアシステムとの連携

- ・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備(既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等)することが望まれる。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

各種の支援措置

→ 推進意向地方公共団体数: 263(2015年11月現在)

■情報支援

- 生涯活躍のまちに関する「手引き」を作成

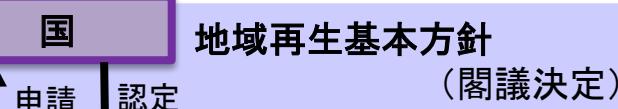
■人的支援

- 関係府省からなる「生涯活躍のまち支援チーム」による支援

■財政支援

- 交付金(27年度補正、28年度予算)を通じた先駆的な取組の支援等

地域再生法の改正:「生涯活躍のまち形成事業」の導入



地域再生計画(生涯活躍のまち形成事業)
【第5条第4項第8号】

具 体 化

市町村

生涯活躍のまち形成事業計画

記載事項

(1) 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進のための施策

労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項 【第17条の14第4項第1号】

(2) 高年齢者に適した住宅の整備のための施策

有料老人ホームの整備事業者に関する事項 【第17条の14第4項第2号】

(3) 介護サービスの提供体制の確保のための施策

介護サービス提供事業者に関する事項 【第17条の14第4項第3～7号】

(4) 移住希望者の来訪・滞在の促進のための施策

お試し居住を行う事業者に関する事項 【第17条の14第4項第8号】

地域再生推進法人

NPO法人、一般社団法人等非営利法人、地域再生の推進を図る活動を行う目的とする会社

地方公共団体の株式会社への3%出資要件廃止【第19条】

事業計画案の作成・提案
【第17条の15～第17条の17】

特例措置

・職業安定法の特例
【第17条の18】

厚労大臣の同意 → 厚労大臣の許可・届出不要

・老人福祉法の特例
【第17条の22】

都道府県知事への事前の届出不要
事後に市町村経由で届出

・介護保険法の特例
【第17条の23】

知事の同意 → 介護事業者の指定があったとみなす

・旅館業法の特例
【第17条の24】

知事の同意 → 旅館業の許可があったとみなす